

石川県子ども政策審議会の委員を募集します

募集期間 令和5年4月17日（月）～5月8日（月）

本県の子どもに関する施策を調査審議する石川県子ども政策審議会の委員を募集します。積極的なご応募をお待ちしております。

○石川県子ども政策審議会とは

いしかわ子ども総合条例に基づき、本県の子どもに関する施策について調査審議するため設置したものです。

審議会では、子どもに関する施策について、公聴会を開催し、県民の意見を聴くこととしています。

また、その意見等を取りまとめ、知事に子ども施策に関する意見書を提出することとしています。

会議は原則として公開とし、概要、委員名簿等については少子化対策監室（子ども政策課）のホームページに掲載しております。

URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/>

- 1 募集人数 1名
- 2 委員の概要
 - (1) 任期 委嘱の日から令和7年5月24日まで
 - (2) 委員の義務 委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加して頂きますが、次の事項を遵守して頂くようお願いいたします。
 - ・ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らさないでください。
 - ・ 委員は、委員としての地位を政治的目的、営利目的、宗教的目的に利用しないでください。
 - ・ 委員は審議中、審議を円滑に行うため会長の指示に従ってください。
- (2) 委員の解嘱 知事は、委嘱した委員が以下の事項に該当した場合や、その他委員として適当でないと認めた場合には、委員委嘱を取り消す場合があります。
 - ・ 心身の故障その他事由により職務の執行ができないと認められるとき
 - ・ 職務上の義務違反があるとき

(3) 審議会の開催 審議会は、年2回程度（会議と公聴会を各1回程度）開催します。会議は平日、公聴会は平日又は土曜日に開催します。

(4) 委員報酬等 審議会にご出席頂いた場合は、県が定める委員報酬及び県の規定に基づく交通費をお支払いします。

3 応募方法等

(1) 応募資格 審議会に出席できる方で、次のいずれにも該当する方

- ・ 石川県内にお住まいの方
- ・ 学識経験を有する方、児童若しくは知的障害者の福祉に関する事業に従事する方又は子どもに関する施策に係る団体を代表する方
- ・ 年齢が応募の日現在において、満18歳以上の方
- ・ 国及び地方公共団体の議員でない方
- ・ 県職員でない方
- ・ 県の他の審議会等の委員でない方
- ・ 次の地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 応募手続き 次の書類を健康福祉部少子化対策監室に持参、郵送又はE-mail (e150300@pref.ishikawa.lg.jp) により提出してください。

① 応募申込書（別紙様式）

② 小論文（様式自由）

<テーマ> 「多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを産み、育てることができる環境に対する考えについて」

<字数> 800字程度

(3) 募集期間 令和5年4月17日（月）～5月8日（月）

持参、E-mailの場合は5月8日（月）の17時必着、郵送の場合は当日消印有効とします。

また、応募申込書を受け付け次第、こちらから連絡させていただきます。当方からの連絡がない場合、何らかの理由で応募申込書が届いていないことが考えられますので、お手数ですが、ご連絡をお願いします。

4 選定方法等

(1) 選定方法

公募委員の選定は、選定委員会が行います。

- ・ 提出された書類をもとに、一次選定を行います。
- ・ 一次選定を通過された方に対し面接を行い、最終的に選定委員会において公募委員を決定します。
- ・ 面接は5月中旬から下旬を予定しております。詳細(時間帯、場所等)については、後日改めて通知します。

※ 選定委員会において公募委員の委嘱を行わない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 選定結果の通知

文書をもって応募者全員に通知します。

(3) 成績開示

本人に限り、成績の開示を行います。

また成績開示には、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。

- ・ 開示期間：選定結果発送日から2週間
- ・ 開示場所：健康福祉部少子化対策監室内
(郵送、電話による開示請求は認めません。)

(4) 注意事項

その他、次の事項についてあらかじめご了承ください。

- ・ 提出頂いた書類は返却致しません。
- ・ 公募委員に申し込まれた場合、委員の義務、委員の解嘱事由に同意して頂いたものとさせていただきます。
- ・ 応募にかかる交通費等は、応募された方の負担とさせていただきます。

ご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

申込み・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

健康福祉部少子化対策監室 子ども・子育て企画グループ(県庁8階)

電話 076-225-1447(直通) / メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp